

JPNICポリシー策定プロセスの提案

提案者

JPNIC IP事業部
IPアドレス検討委員会

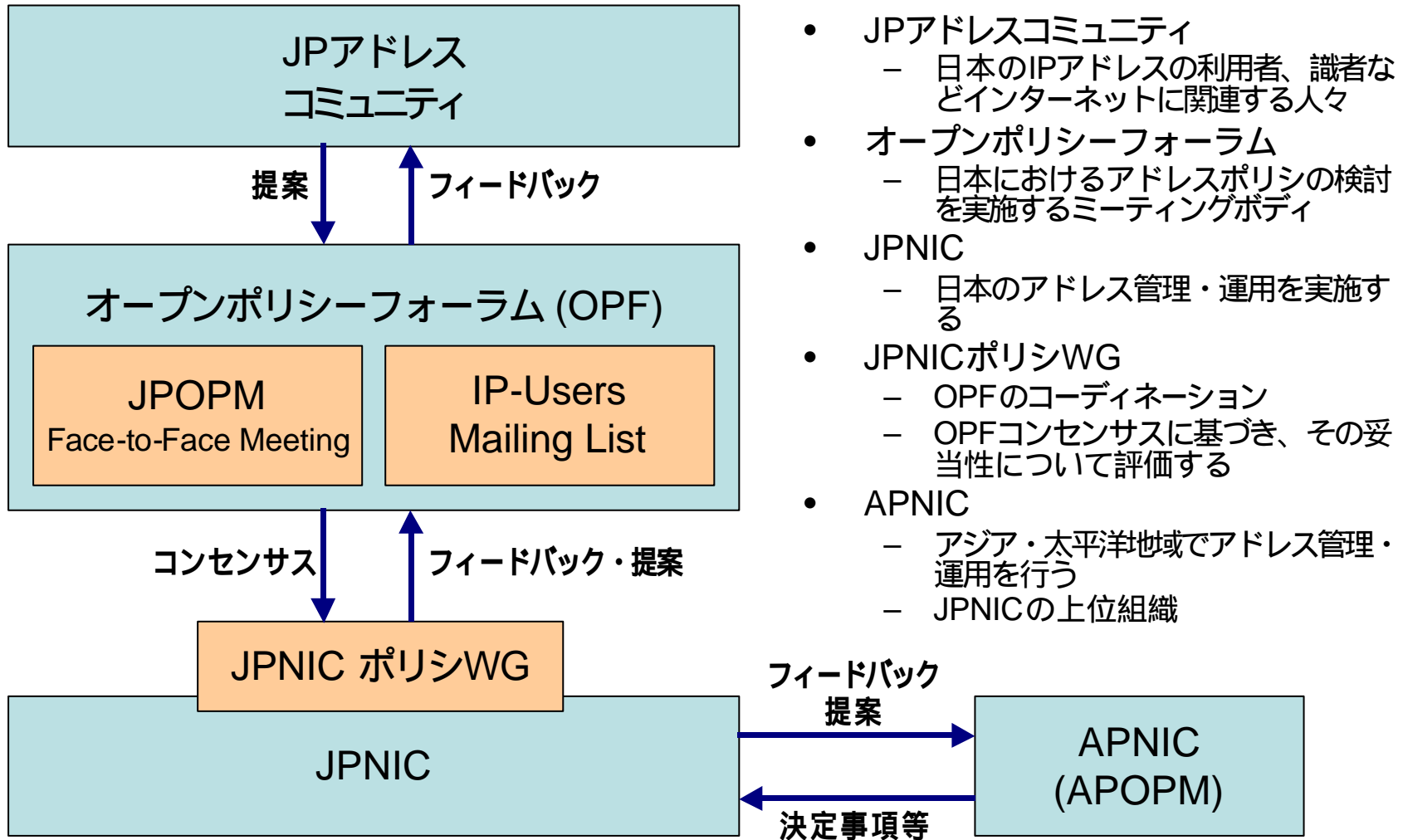
発表者

IPアドレス検討委員 近藤邦昭

背景

- JPOPMのこれまでの問題点
 - コンセンサス形成のプロセスが不明確
 - コンセンサスの基準が不明確
- 改善のために
 - これらの不明確な点について、JPNICと検討委員会で議論し、ポリシー策定プロセスを明確にする文書策定を行った。

JPOPMと他の組織との関係



- JPアドレスコミュニティ
 - 日本のIPアドレスの利用者、識者などインターネットに関連する人々
- オープンポリシーフォーラム
 - 日本におけるアドレスポリシーの検討を実施するミーティングボディ
- JPNIC
 - 日本のアドレス管理・運用を実施する
- JPNICポリシーWG
 - OPFのコーディネーション
 - OPFコンセンサスに基づき、その妥当性について評価する
- APNIC
 - アジア・太平洋地域でアドレス管理・運用を行う
 - JPNICの上位組織

OPFとJPNIC切り分け-1

- オープンポリシーフォーラム(OPF)
 - 日本におけるIPアドレスのポリシーコーディネーションボディ
 - JPNICで策定されるIPアドレスポリシーの方向性を検討し、妥協できる方向性について、日本のIPアドレスコミュニティで調整し、合意(コンセンサス)するための場所
 - 参加制限はなし
 - IPアドレスのポリシーを様々な観点から議論できるよう、誰でも参加できる状態としている
 - 最終的な決定機関ではない
 - あくまで、妥協できる方向性について調整・合意する場所である
 - 日本にとどまらないポリシーの策定
 - OPFでコンセンサスが得られたが、その影響範囲がJPNIC(日本)で収束できないような場合、JPNIC、OPF、ポリシー提案者が協力して、APNICに対して提案活動を実施する

OPFとJPNIC切り分け-2

- JPNIC
 - 日本におけるIPアドレスの割振り・割当て・管理を実行する団体
 - 実行に際して、実行可能なポリシーを作成し運用する
 - ポリシの決定
 - OPFでコンセンサスを得たポリシーを、JPNICにて実行可能なところまで具体的し、その結果を持って最終的にポリシーを施行するかどうかを決定する。
 - ただし、OPFでのコンセンサスに従って調整される
 - JPNICにて実行不可能と判断されるものはOPFにフィードバックされる
 - APNICの下部組織
 - JPNICはAPNICの下部組織であることから、APNICで決定された事柄は、JPNICでも実施が必要である。
 - ローカライゼーションが許されるもの
 - » JPNICがOPFにアドレスコミュニティの一員として提案する
 - ローカライゼーションが許されないもの
 - » JPNICで実装を検討し、その結果をOPFに「報告」する。
 - » ただし、あまりにもJPコミュニティに不利益となるものについては、JPNICを通じてAPNICへフィードバックをかけることが可能。

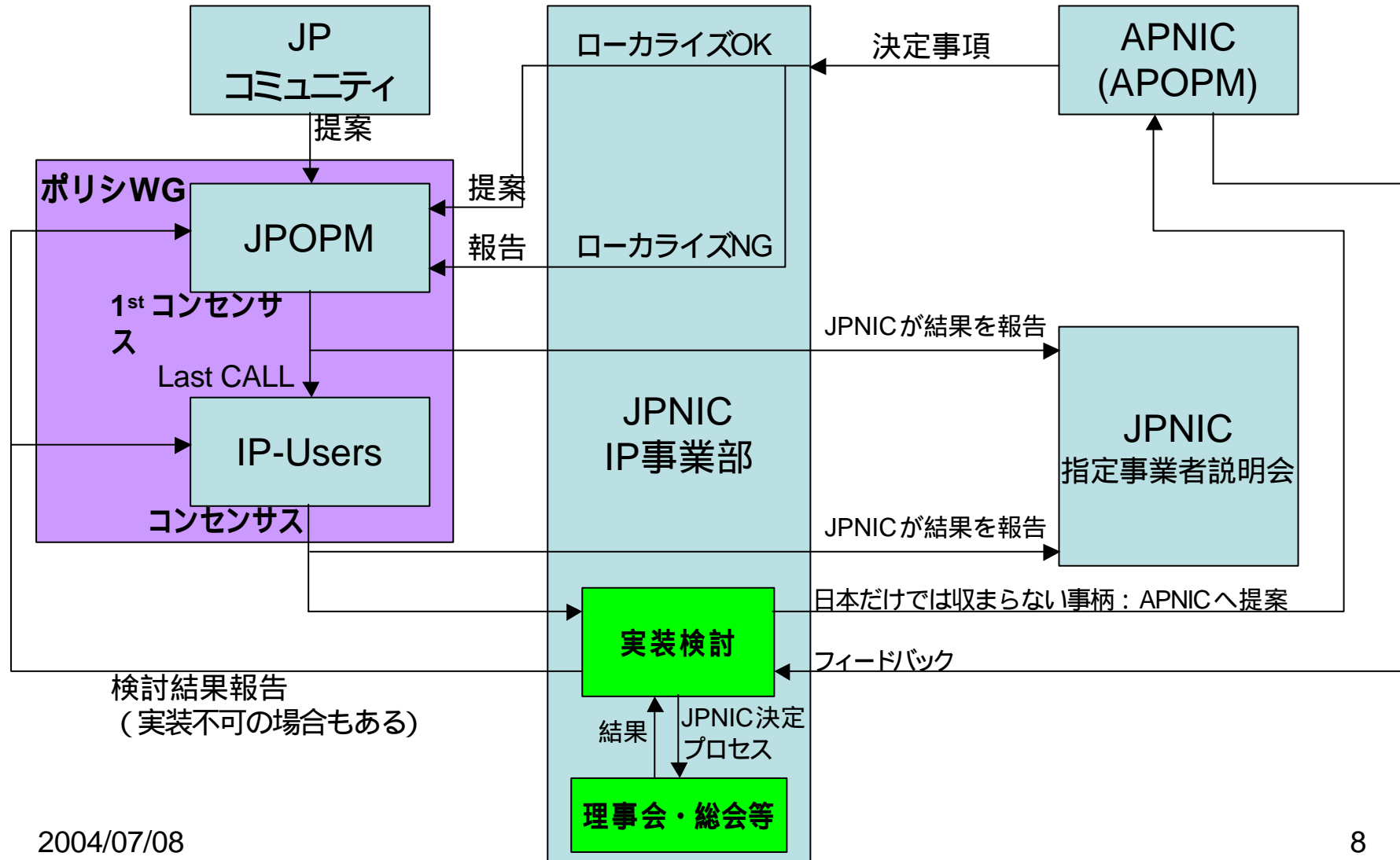
OPFとJPNIC切り分け-3

- JPNICポリシWG
 - ポリシWGの必要性
 - OPFで得たコンセンサスをそのままJPNICにインプットするには、議論の結果を整理するなどの必要性がある。
 - このような整理は、JPNIC内部ではなく客観的に評価ができる外部の者によって行われるべきであり、それをJPNICが正式なインプットの窓口として認める必要がある。
 - 作業内容
 - OPFのコーディネーション
 - OPFのコンセンサスの妥当性評価とJPNICへの**実装勧告**を行う
 - メンバの構成等
 - JPNICへの窓口を強いものにするために、IPアドレス検討委員から1または2名の参加
 - その他に関しては、JPNIC外部より選出される。
 - 当初は、スタートアップをスムーズにするために、WGチェアがメンバを選任し、当初メンバで選任の方法などを検討する。

オープンポリシーフォーラム (OPF) の構成

- オープンポリシーフォーラム(OPF)
 - OPFは、JPNICに実装勧告を行う”JPNICポリシーWG”がコーディネーションを行う。
 - OPF事務局はJPNICより提供される
 - OPFの進行は、ポリシーWGのチェアが行う
 - JPOPM (Face-to-Face Meeting) と IP-USERS (Mailing List)で構成される。
 - ミーティング、メーリングリストへの参加に制限はない。

ポリシー策定プロセス全貌



プロセスのポイント

- 提案
 - 提案は JPコミュニティまたはAPOPMの結果を受けたJPNICのいずれかから行われます。
- コンセンサス
 - JPOPMでのコンセンサスを1stコンセンサスと呼び、**JPOPMの参加者の過半数**の賛同を得た場合にコンセンサスを得たと決定します
 - IP-Usersメーリングリストでは、1stコンセンサスを**LAST CALL**に掛け**2週間程度の周知期間**を置き、重大なコメントがなければ、**1stコンセンサスを最終的なコンセンサスとします。**
 - 最終的にコンセンサスに達しなかった場合、その件は一旦JPOPMへ差し戻しの扱いとします。
 - 差し戻し案件は、次回以降のJPOPMで提案者が再度提案しなければ検討の対象となりません。（つまり、提案却下と同じ扱いになります。）

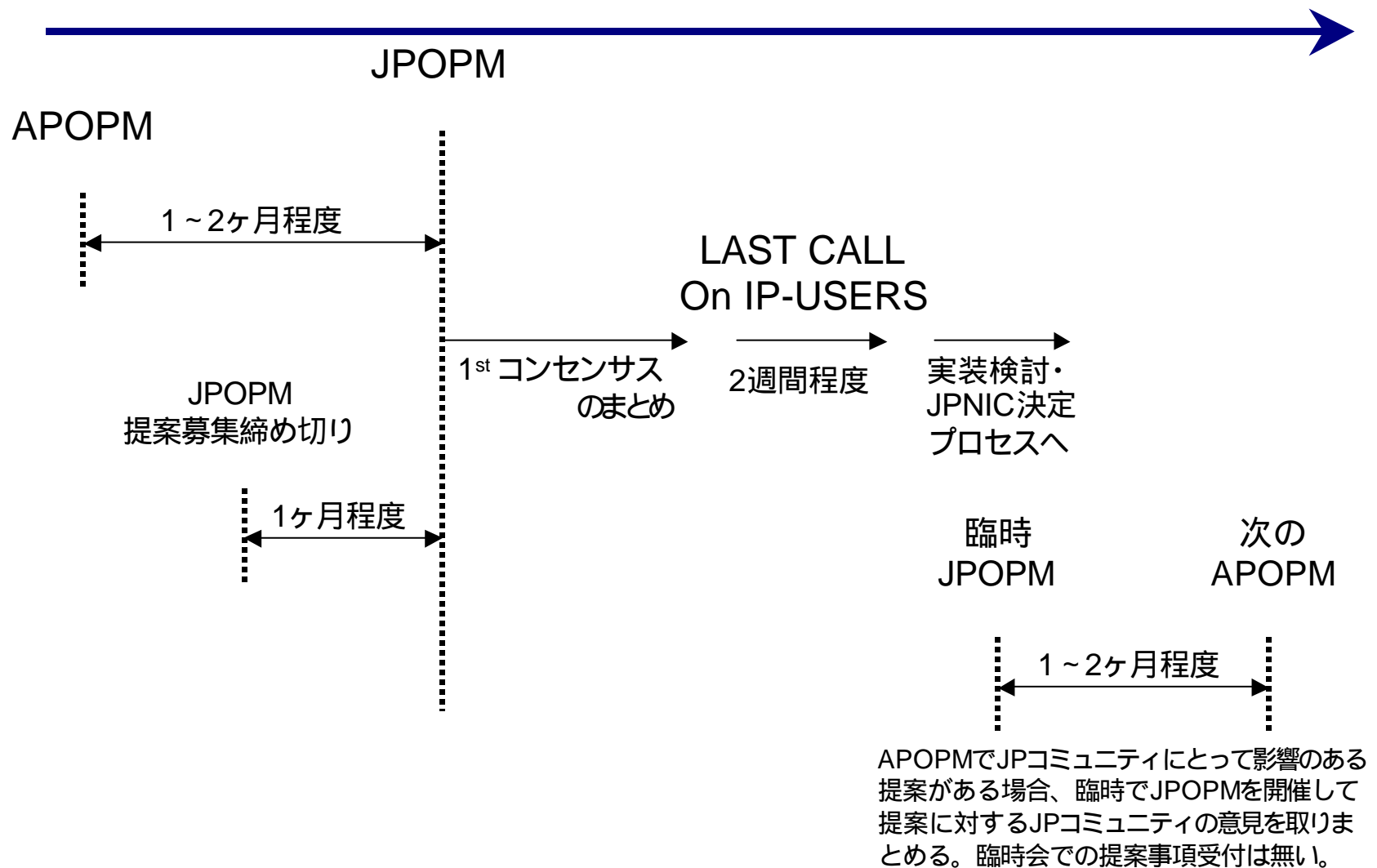
プロセスのポイント

- 実装検討と決定
 - コンセンサスは、ポリシWGによって妥当性を再評価し、コンセンサスの内容を整理したうえで、JPNICに**実装勧告**を出します。
 - JPNICでは、実装勧告を受け、実務的な面で実装可能か、採算上問題ないか、APNICのポリシに反しないかなどのチェックと検討を行います。
 - 検討の結果、実装可能と判断した場合には、OPFへの報告と共に、JPNICの決定プロセスに入り、実装に最終検討を実施します。
 - 最終検討の結果はJPOPMに報告されます。検討の結果、否決の場合はJPOPMへの差し戻しの扱いとします。
 - 差し戻しとなったものは、IP-USERS/JPOPMへ報告されます。再提案が必要な場合、次回以降のJPOPMで提案者が再度提案しなければ検討の対象となりません。（つまり、提案却下と同じ扱いになります。）
- JPNIC指定事業者説明会
 - 指定事業者説明会には、JPNICを通じて報告がなされます。
 - コメント・意見は、JPNIC担当者が受ける場合もありますが、指定事業者説明会、またはJPNICへ直接コメントしたのものについては、今回のポリシー策定プロセスに反映されません。
 - コメント・意見はIP-USERSまたはJPOPMで行わなくてはなりません。

プロセスのポイント

- APNICでの決定
 - APNICでのポリシーやルールの決定は、NIR(JPNIC)でローカライズが許されるものと許されないものの2種類があります。
 - 許されるもの
 - JPNICがOPFに提案を行います。
 - 許されないもの
 - JPNICが実装検討を行ったうえで、OPFに「報告」を行います。
 - 実装がAPNICのミーティングで決定しているため、OPFでの検討の対象となりません。
 - ただし、重大な問題がある場合には、OPFで意見をまとめAPNICに提案を行うことを検討します。
- APNICへの提案
 - OPFでコンセンサスを得た提案のうちJPNICだけでは決定できない事柄については JPNIC、OPF、提案者によってAPNICへ提案を実施します。

JPOPMを基準にしたスケジュール



ドキュメントについて

- 文書名「JPNICにおけるIPアドレスポリシー策定プロセス」
- アドレスポリシー文書や他の技術文書同様、JPNIC文書として公開し、施行する予定です。
- 本ミーティングでコンセンサスが得られれば、IP-USERSにドラフトを公開し、8月中のドキュメント施行を目標に作業を行います。

